

第8章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

現在、史跡は宇宿貝塚史跡公園として整備され、覆屋施設で発掘調査跡及び遺構や遺物の出土状況の露出展示が行われている。そのため、環境変化や自然災害等の影響を受けやすい。また、史跡の立地も外からの影響を受けやすい脆弱な砂丘地であり、遺跡を恒久的に保存するためには、それらの要素を十分ふまえた適切な整備が基本となる。

史跡の現状と課題の解決を目指すための整備を行い、史跡の保存に支障がない程度で整備を実施していくことで活用とも連動した全体的整備に繋がり、笠利地区独特の自然に囲まれた史跡がある地域として良好な環境を創り出す。

第2節 整備の方法

1 整備計画区域の対象範囲

史跡の整備は、史跡指定地だけではなく周辺の環境も含めて実施していく必要がある。宇宿貝塚保存活用計画において、その整備計画区域は史跡の立地する砂丘地の保全を考慮し、宇宿貝塚史跡公園として整備されている史跡指定地及び周知の埋蔵文化財包蔵地「宇宿ダンベ山遺跡」が分布する同一砂丘地の範囲を対象としている。その範囲は、第6章「史跡の保存」の保存計画区域のA地区・B地区と連動している。

2 地区区分

史跡の整備は、史跡が持つ本質的価値の保存や活用を図るため、過去に実施された発掘調査の成果や史跡が立地する地形を考慮して整備計画区域について地区区分を行う（図34・表33）。それに基づき、「保存のための整備」「活用のための整備」を図る。整備計画区域及び地区区分は、今後の活用事業等により随時変更される可能性はある。

3 保存のための整備

史跡の本質的価値と構成要素を保護するため、宇宿貝塚史跡公園内（甲地区）と宇宿貝塚が立地する砂丘上で宇宿ダンベ山遺跡が位置している範囲（乙地区）の整備が中心となる。また、史跡が

所在する砂丘地形の保全についても適切な措置を講じていく。

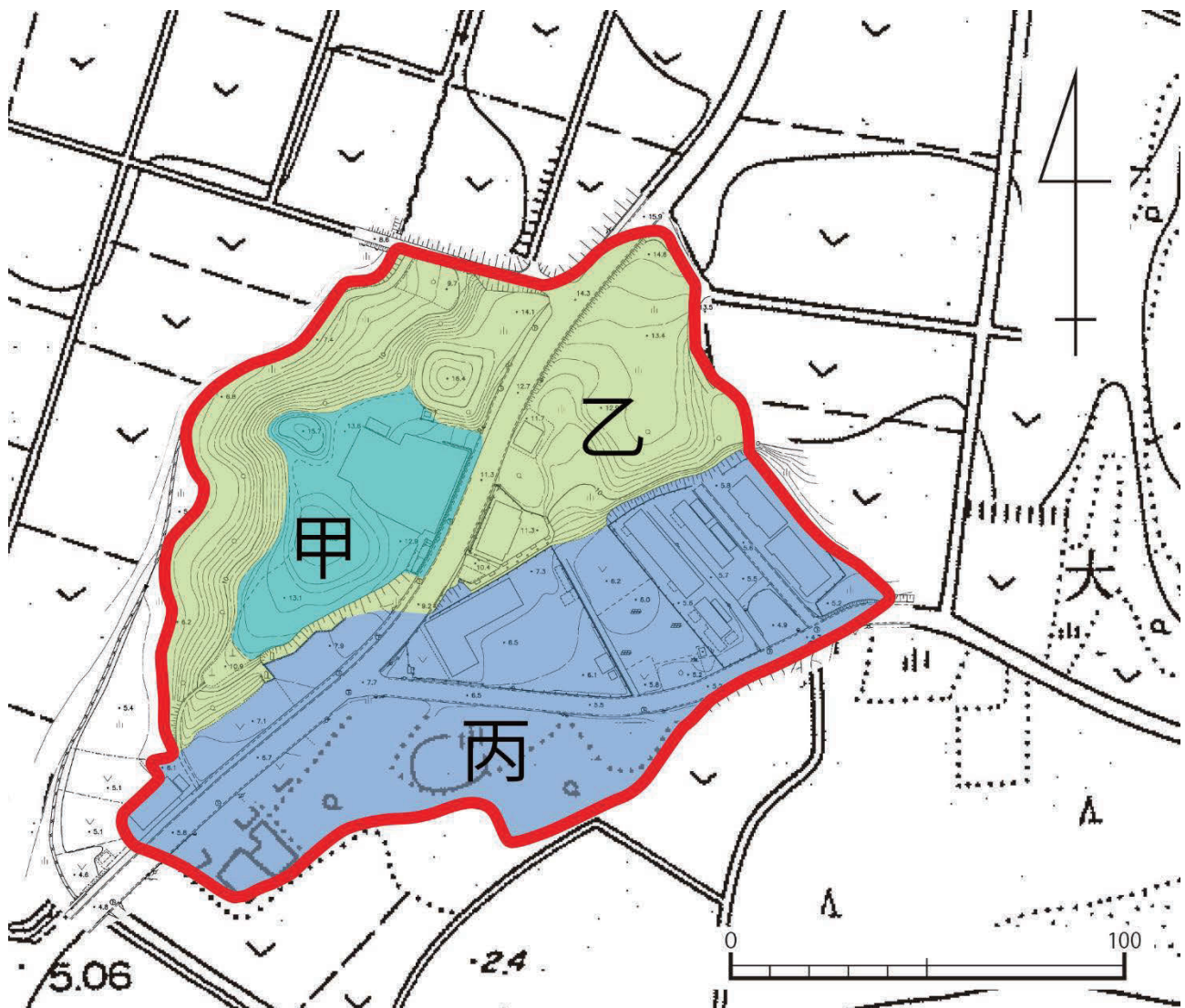


図 34 整備計画区域の地区区分

地区区分	概要
甲地区	宇宿貝塚が立地する砂丘上で、史跡指定及び公有化が既に行われている区域。
乙地区	宇宿貝塚と一体的に整備を図る区域（古砂丘）。史跡が立地する砂丘地斜面や中世に位置づけられる宇宿ダンベ山遺跡を含む一帯。
丙地区	宇宿貝塚が立地する砂丘地の南東側の範囲で、新砂丘と古砂丘の間の時期に堆積した砂丘地である。

表 33 地区区分の概要

（１）史跡保護覆屋施設の修繕・改修

現在、覆屋施設は、屋根部の雨漏りや壁面ガラスブロックの落下等による史跡や施設の劣化や来園者への危険性が懸念されるため、早急な屋根部の修繕が望まれる。それらを踏まえ、施設屋根部の錆穴等の修繕と壁面ガラスブロックの繋ぎのシーリング取り換えを優先して実施する。

また、開館当初より雨漏りや熱膨張によるトタン屋根の反響音等が見受けられることから、施設の構造から根本的な改修を検討する必要がある。そのため、文化庁や鹿児島県教育委員会、本市関係課と協議を進めながら、史跡に影響が少ない方法で改修に取り組んでいく。

（２）発掘調査跡及び遺構の露出展示等の修復

史跡公園は、令和５年（2023）で開園して約 19 年が経過しており、露出展示の劣化も認められる。発掘調査跡の壁面の土が流出し、土嚢が露出して崩落する可能性がある。また、土層の剥ぎ取り層の展示も部分落下しているため、展示の点検や定期的な修復を実施し、史跡を適切に保存していく。

（３）砂丘地形の保全

史跡が立地する砂丘地縁辺部分には、ソテツ等が植栽されている。しかし、そのほかの植物も繁茂しているため、砂丘の崩壊や減少が確認される部分は、適切な植生管理をしながら伐採等の保存措置を講じる。また、史跡周辺についても、乙地区の追加指定を検討し、土地所有者等と協議しながら、砂丘地形に影響がないよう保全に努めるものとする。

4 活用のための整備

史跡の公開・活用を図るため、史跡の価値を正確に伝え、来園者に対する利便性を向上させる整備を進めていく。また、奄美大島北部振興の拠点として整備し、史跡周辺の文化財群と連動する整備を行う。

（１）宇宿貝塚史跡公園のガイダンス機能の充実

宇宿貝塚史跡公園は、史跡のガイダンス施設として機能しているが、調査研究等に基づいた縄文時代及び中世の展示解説が少なく、公園職員の案内ガイド無しでは史跡の価値が十分に理解されていない。そのため、展示解説パネルや体験活動コーナー等を充実させ、来園者の理解度・満足度を向上させていく。

そのほか、来園者が、公園を散策しながら、覆屋施設部分のみならず、公園広場部分でも当時の環境や暮らしを共感、体感しながら学習できるような展示・解説板等の現地見学の際のガイダンス機能の充実を図り、利用の促進を図る。

（２）宇宿貝塚史跡公園内の転落防止柵の設置

覆屋施設の見学路及び公園広場縁辺部には、転落防止柵が設置されておらず、公園利用者に危険性が生じている。そのため、文化庁や鹿児島県教育委員会と協議し、史跡に影響が出ない方法で転落防止柵を設置し、公園広場部分の利便性を向上させる。

（３）史跡に至る誘導情報の充実

史跡に至るアクセスの向上を検討し、交通サイン・案内サイン等の誘導情報の充実を図る。

（４）史跡の追加指定に伴う整備

史跡の追加指定を検討しているＢ地区において、同一砂丘上に周知の埋蔵文化財包蔵地「宇宿ダンベ山遺跡」が位置していることを鑑みて、史跡を訪れた方々に宇宿貝塚及びその周辺の中世遺跡の理解を促す整備を行う。

（５）史跡の周辺文化財群の整備

史跡を訪れた人々に対し、史跡の価値を十分に伝えるため、史跡周辺に分布している縄文時代遺跡を中心に文化財群の看板等の整備を進めていく。その整備には、文化庁や県、本市関係部署と調整し、史跡に影響が少ない方法で取組んでいく。

第9章 史跡の保存活用に係る運営体制

第1節 運営体制

史跡の保存・活用・整備は史跡を確実に恒久的に保存し、そのかけがえのない価値を後世へ継承していくことが原則である。

その史跡の運営にあたっては、本市を管理主体として、本市文化財課が主担当となり、その運営を主体的に行う。また、本市では、文化財保護法に基づいた適切な保存活用を進めていくにあたり、業務が円滑に遂行していける職員体制の充実を図る。

史跡の保存・管理においては、国・県の指導・協力を受けて、本市文化財課が主体となって行う。活用に関しては、社会教育的観点から行政・研究者のみならず、地域住民・市民・関係団体等の積極的参加を促し、観光・教育拠点施設として価値を高め、発信に取り組んでいく。

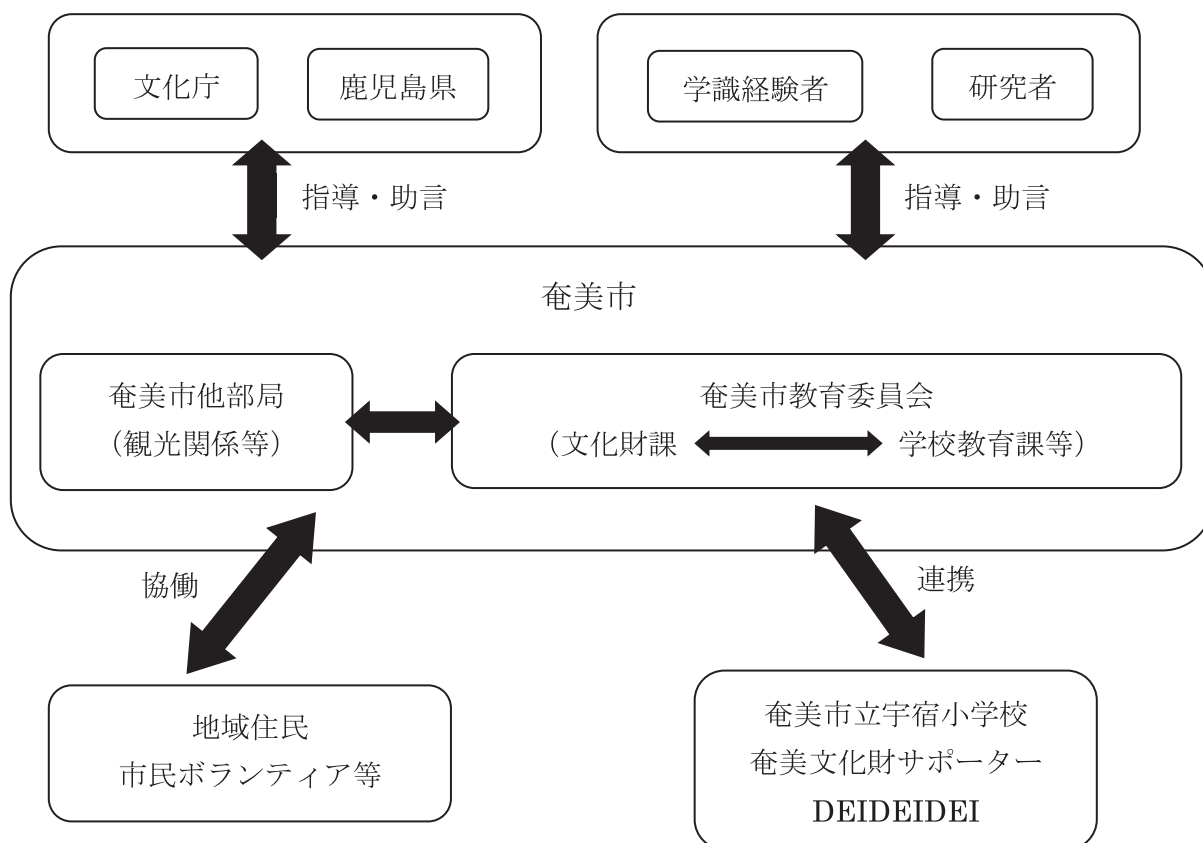


図 35 史跡の保存活用に係る運営体制

第2節 経過観察

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、長期的な視野において進めていく必要があり、継続して取り組む必要があることから、定期的な経過観察や内容の評価を行う必要がある。

この観察・評価を定期的実施することは、進捗状況や事業内容を確認し、その有効性や社会の変化のニーズに対応しているか等、常に現況を把握し、検証を行い、問題点を改善していくことに繋がるだけではなく、計画実施に際し様々な視点からの修正・改善にも有効なものであり、将来の史跡再整備の指標ともなると考えられる。

本計画着手後の進捗状況等の経過観察期間は、10年間を目安とする。そして、以下の点検項目の定期的な経過観察を行う。

点検項目		
保存		史跡の価値は地域住民・市民に共有されているか
		史跡指定地における遺構・遺物は確実に保護されているか
		史跡指定地内について、繁茂した樹木の管理は適切に行われているか
		今後、保存を計画している範囲の追加指定を目指しているか
		公園内の露出展示等の保存は適切に行われているか
		定期的に防火訓練が実施されているか
活用	社会教育	史跡の情報発信は十分行われているか
		継続的な調査研究は行われているか
		各種調査記録は、整理・公開されているか
	学校教育	史跡の価値を学習できる環境が、現地や学校、関連施設において整えられているか
		近隣教育機関と連携は図られているか
		史跡を教材とした郷土教育は行われているか
	地域振興	地域住民・市民が、史跡の保存・活用に参画できているか
		市民の安らぎの空間として利用されているか
整備	保存のための整備	周辺文化財群との連携は図られているか
		観光資源として活用が図られているか
		史跡公園内に所在する資料等の保全は適切に行われているか
	活用のための整備	史跡公園駐車場に繁茂した樹木の管理は適切に行われているか
		史跡公園内の環境設備（照明等）は定期的に確認し、改善を行っているか
		史跡公園見学の際における表示・解説板等のガイダンス機能が効果的に図られているか
		史跡の価値を正確に伝え、市民活動の拠点となるガイダンス施設の整備計画は進められているか
運営体制		史跡公園に至る交通サイン・案内サイン等の誘導情報の充実が適切に図られているか
		史跡の保存・活用・整備を安定的に進められる適切な体制が整えられているか
		地域住民・市民が参画して史跡の保存・活用の取り組みが行われているか
		公共交通機関との連携が図られているか
		周辺文化財群と一体的に活用されるような組織体制が整えられているか

表 34 経過観察の点検項目

第 10 章 実施計画

本書に示したように、史跡において実施すべき保存・活用・整備計画は、史跡追加指定等も含んでいるため長期間にわたる計画となる。

そのため、実施計画は令和 5 年から令和 9 年度までの 5 年間を「短期計画」、令和 10 年度以降を「中長期計画」と位置付けて実施する。まずは、短期的に可能な施策、基本的な整備から随時着手し、中長期的な視野で継続・充実させていく。

さらに、実施計画に基づいた事業を適切に取り組むため、本市職員を中心とした「史跡保存活用委員会」（仮）を組織し、保存活用計画策定後の事業進捗等のチェックを行う体制を整える。そして、5 年単位で進捗状況の見直しを図り、保存活用計画の内容を関係課等で再確認する仕組みを作る。

種別	項目	短期（R5～R9）	中期（R10～R15）	長期（R16～）
保存	史跡の現状、保存状態等の定期管理		継続実施	
	日常管理		継続実施	
	追加指定	検討・準備		実施
	公有化			検討
活用	社会教育	史跡の見学順路の設定	検討・準備	実施
		講演会・講座等の開催	検討・準備	実施
		史跡の情報発信	検討・準備	実施
	学校教育	学習プログラムの開発・活用	検討・準備	実施
		体験学習・校外学習の実施	検討・準備	実施
	地域振興	周遊ルートの策定	検討・準備	実施
		史跡を活かしたイベントの実施	検討・準備	実施
		自然観察会との連動	検討・準備	実施
	観光振興	史跡のブランディング	検討・準備	実施
整備	保存のための整備	覆屋施設の修繕	検討・準備	実施
		覆屋施設の改修	検討・準備	実施
		露出展示等の修復	検討・準備	実施
		砂丘地の保全	継続実施	
	活用のための整備	展示コーナーの充実	検討・準備	実施
		転落防止柵の設置	検討・準備	実施
		誘導情報の充実	検討・準備	実施
		追加指定に伴う整備	検討・準備	実施
		周辺文化財の整備	検討・準備	実施
運営体制	庁内を中心とした「史跡保存活用委員会」（仮）を組織する	検討・準備	実施	必要に応じて更新・見直し
	地域住民を含めた史跡宇宿貝塚保存活用委員会（仮）を組織する	検討・準備	実施	必要に応じて更新・見直し
	宇宿貝塚史跡公園の職員体制の充実化	検討・準備	実施	必要に応じて更新・見直し

表 35 史跡の保存・活用・整備計画の実施スケジュール

[付 編]

1 宇宿貝塚保存活用計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、史跡宇宿貝塚を適正に保存管理しながら地域資源として活用し、地域振興に資する保存管理・活用整備計画を検討するため宇宿貝塚保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡宇宿貝塚に関する次の事項を所掌する。

- (1) 保存管理計画の策定に関する事項
- (2) 活用整備計画の策定に関する事項
- (3) その他保存管理及び活用整備計画策定のために必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員 11 人をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元内関係者
- (3) 市役所関係者

2 委員会に、オブザーバーを若干名置くことができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、任命日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

2 任期途中で辞職した委員の後任は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、奄美市教育委員会において行う。

(補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月9日から施行する。

2 パブリックコメント抄録

保存活用計画書 該当箇所	意見
保存活用計画書 全体	これまで実施してきた方法で良いものは継続し、内容を改善すべきものは、議論を重ねてより有効な活動にする。 構想および埋蔵文化財があると、住民にどんな影響があるかも周知する必要がある。
第2章 史跡宇宿貝塚の 基本情報	「奄美地域博物館古代村構想」について、もしプランが現存しているのであれば、参考資料で付記して欲しい。 「奄美地域博物館古代村構想」なる計画があったことを初めて知った。良いと思うので、実現可能な内容で進めて欲しい。 利用数の推移についての分析があれば付記して欲しい。 「あやまる岬観光公園」の説明で、ゲートボール場をグラウンドゴルフ場に修正。 「城間トフル」の説明で、標高約 16mとあるが、この一帯は最高でも 14m 位。1, 2 号は 8m, 5, 6 号でも 10m位ではないか。
第4章 史跡の保存活用を めぐる現状と課題	学芸員の解説もあり、大変すばらしい展示であると感じている。 古代の遺跡を知ることは、これからの未来を考える上でどのような意味があるのか？というアピールも必要かと感じている。 ウォークラリーのポイントの中には、個人所有の土地もあるため、トラブルにならないようにするため地権者や集落にも合意を得る必要がある。 見るだけの観光から、学びの旅「ラーニング・ジャーニー」への関心が高まっているので PR も課題に取り上げたい。 「宇宿貝塚史跡公園」とうたっているなら、もう少し公園らしく、遊歩道やベンチ、住居の復元展示等有っても良い。
第5章 史跡の保存活用 における基本方針	地元の者、又、観光の方にも親しんでもらえる場になると良い。
第6章 史跡の保存	雨天時の観光スポットとしても注目されているので施設のメンテナンスを今後もお願いしたい。
第7章 史跡の活用	周知方法の提案として、あまみシマ博覧会に宇宿貝塚を魅力的に紹介掲載（簡潔で魅力的に）。 古代（縄文時代）奄美の人々の暮らしていた様子を紙芝居で紹介する。 発掘作業や遺物から推量される事柄を一般人（世間の人々）が親しみ易い表現で紙芝居を作り、機会を見て実演する。 人骨も出ていることから、手を合わせる場所があると良い。 気軽に発掘体験（疑似体験）等ができれば楽しめるのではないかな。

保存活用計画書 該当箇所	意見
第7章 史跡の活用	以前、遺跡見学の後には、ホールの隅のほうで島唄を聴く機会があった。そうしたこれまでの活用法についても紹介してほしい。
	貝塚に関連するような絵や俳句を作ってそれを展示し、発表できるような場を提供してほしい。特に子どもを対象とした活動を実施してほしい。
	公園広場を、子どもたちが遊べる場所として活用してほしい。
	飲食スペース（喫茶店やカフェスペース等）を導入してほしい。
	土器作りや石器作り、勾玉作り、石のアクセサリ作り等のワークショップを導入してほしい。また、このようなワークショップを夏休み企画や曜日限定としても実施してほしい。
	地元の子どもたちに利用できるように、社会見学や遠足として学校のカリキュラムに組み込んでほしい。また、貝塚史跡公園だけでなく、周辺の施設や公園を活用する他、大瀬海岸散策、宇宿から須野エリアでのウォークラリー等も実施してほしい。
	園内で縄文時代の島の人々の暮らしが想像できるような、ビジュアル化した資料を充実させてほしい。また、館内スタッフの考察、来館者の推測、言い伝え、伝聞等を交えた歴史ロマンを貼り出したり、書き込んだりできる壁画スペースみたいな「推測 and 想像ミステリーコーナー」があってほしい。
	ミュージアムショップを導入してほしい。
	音声ガイドを導入してほしい。
	宇宿貝塚の説明や周辺を歩いて紹介するような集落歩きや遺跡巡りツアー、パワースポット巡りを実施してほしい。
	縄文時代からの衣・食・住に関連する遺物のレプリカを作り、展示して触れられるようにしてほしい。また、住居も屋根つきで復元して、中に入れるようにしてほしい。
	宇宿貝塚から出土している魚貝類を基に再現した弁当や惣菜等を提供してほしい。
	宇宿貝塚で発見された人骨が、歴民館に有るのは何故か。宇宿貝塚での展示が本来だと思うが、歴民館で保管するのなら、より連携すべきだと思う。歴民館もリニューアルの必要があると思うし、宇宿貝塚の側に移転することも検討して良いのでは。
	点在する文化財の管理が不十分だと思うし、何処に有るかわからないものもある。整備とPRが必要と思う。

保存活用計画書 該当箇所	意見
第7章 史跡の活用	今までの市の任用職員採用を見ていると、任期が来たら終了といったことが多い。ガイドができる様なスキルを持った任用職員は、雇用を継続しないと、来館者への対応が悪くなるのではないかな。
	ウォークラリーのポイントの中には、個人所有の土地もあるため、トラブルにならないようにするため地権者や集落にも合意を得る必要がある。
第8章 史跡の整備	空港駐車場にある、教育委員会が設置した文化財マップが、宇宿貝塚周辺の道路、場所等間違いだらけ。「宇宿貝塚」に来てもらうためには早急に修正が必要。そこで「史跡を活かした周遊ルート」を紹介したら良いのでは。
その他	パブリックコメントの募集期間が短いし、募集そのもののPRが不十分では。校区住民にどれだけ知れ渡っているのか。

[引用・参考文献等一覧]

【史跡保存活用計画書】

- 奄美市教育委員会 2020『史跡小湊フワガネク遺跡保存活用計画書』奄美市文化財叢書 9 奄美市教育委員会
- 千葉市教育委員会 2017『史跡 加曽利貝塚保存活用計画書』千葉市教育委員会事務局生涯学習部文化財課
- 南さつま市教育委員会 2022『史跡柊ノ原保存活用計画書』南さつま市教育委員会
- 西東京市教育委員会教育部社会教育課 2018『史跡下野谷遺跡保存活用計画～縄文から未来へ したのやから世界へ～』西東京市教育委員会

【発掘調査報告書】

- 天城町教育委員会 2020『下原洞穴遺跡・コウモリイヨ一遺跡発掘調査報告書』天城町埋蔵文化財発掘調査報告書 9 天城町教育委員会
- 奄美考古学研究会編 2003「宇宿小学校構内遺跡」『奄美考古』5号 奄美考古学研究会
- 鹿児島県笠利町教育委員会 1979『宇宿貝塚』鹿児島県笠利町文化財調査報告書 笠利町教育委員会
- 鹿児島県教育委員会 1986『ケジⅠ・Ⅲ遺跡』鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 38 鹿児島県教育委員会
- 鹿児島県教育委員会 1988『下山田Ⅱ遺跡・和野トフル墓』鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 45 鹿児島県教育委員会
- 鹿児島県教育委員会 1988『長浜金久第Ⅱ遺跡』鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 46 鹿児島県教育委員会
- 鹿児島県教育委員会 1988『土浜ヤーヤ遺跡』鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 47 鹿児島県教育委員会
- 鹿児島県立埋蔵文化財センター2006『三角山遺跡群（3）（三角山Ⅰ遺跡）』鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書 96 鹿児島県立埋蔵文化財センター
- 鹿児島県立埋蔵文化財センター2019『吐噶喇・奄美の遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書 200 鹿児島県立埋蔵文化財センター
- 笠利町教育委員会 1978『笠利町高又遺跡』笠利町文化財調査報告 2 笠利町教育委員会
- 笠利町教育委員会 1978『サウチ遺跡』笠利町文化財調査報告 1 笠利町教育委員会
- 笠利町教育委員会 1995『宇宿貝塚発掘写真集』 笠利町教育委員会
- 笠利町教育委員会 1992『宇宿貝塚東地区（ダンベ山）』笠利町文化財報告書 18 笠利町教育委員会
- 笠利町教育委員会 1997『宇宿貝塚出土人骨編』笠利町文化財報告 23 笠利町教育委員会

笠利町教育委員会 1997『笠利町万屋城』笠利町文化財報告 24 笠利町教育委員会

笠利町教育委員会 2001『国指定史跡宇宿貝塚 整備事業報告書』 笠利町教育委員会

笠利町教育委員会 1996『宇宿貝塚発掘写真集 No. 2』 笠利町教育委員会

喜界町教育委員会 2013『大ウフ遺跡 半田遺跡』喜界町埋蔵文化財発掘調査報告書 12 喜界町教育委員会

喜界町教育委員会 2015『城久遺跡群』喜界町埋蔵文化財発掘調査報告書 14 喜界町教育委員会

喜子川遺跡調査団 1989『喜子川遺跡』第1次・第2次発掘調査報告 喜子川遺跡調査団

喜子川遺跡調査団 1995『喜子川遺跡』第3次・第4次発掘調査報告 喜子川遺跡調査団

熊本大学考古学研究室 1981『宇宿港遺跡』 熊本大学考古学研究室

国分直一・河口貞徳・曾野寿彦・野口義麿・原口正三 1959「奄美大島の先史時代」『奄美 自然と文化 論文編』九学会連合奄美大島調査委員会

住用村教育委員会 1984『サモト遺跡（2）』住用村文化財調査報告 2 住用村教育委員会

瀬戸内町教育委員会 1974『嘉徳遺跡』 瀬戸内町教育委員会

龍郷町教育委員会 1986『手広遺跡』 龍郷町教育委員会

龍郷町教育委員会 2002『ウフタⅢ遺跡』龍郷町教育委員会埋蔵文化財発掘調査報告書 2 龍郷町教育委員会

龍郷町教育委員会 2005『半川遺跡（大島郡龍郷町）』龍郷町教育委員会埋蔵文化財発掘調査報告書 4 龍郷町教育委員会

【郷土誌等】

笠利町誌執筆編集委員会編 1973『笠利町誌』 笠利町

【論文・その他刊行物等】

奄美市立奄美博物館編 2021『奄美博物館公式ガイドブック 博物館が語る奄美の自然・歴史・文化』南方新社

奄美遺産活用実行委員会 2016『ふるふる奄美ー奄美市シマ遺産ハンドブッケー』 奄美遺産活用実行委員会

池田安隆 1977「奄美大島の海岸段丘と第四紀後期の地殻変動」『地学雑誌』第86巻6号

植松明石・藤崎康彦 1983「笠利町宇宿・城間・万屋の概況」『民俗文化』第7号 跡見学園女子大学民俗文化研究調査会

小田静夫編 1998『黒潮圏の磨製石斧（考古学資料集3）』国立歴史民俗博物館内春成研究室

河口貞徳 1974「奄美における土器文化の編年について」『鹿児島考古』第9号 鹿児島県考古学会

堂込秀人 1993「奄美諸島の縄文時代晩期から弥生時代相当期の土器編年」広島大学文学部考古学研

研究室編『考古論集』 潮見浩先生退官記念事業会

中山清美 1992「イヤンヤ（ヤーヤ）洞穴遺跡出土の爪形文土器」『奄美考古』3号 奄美考古学研究会

西谷大 1993「縄文晩期併行期の奄美」国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』第48集

目崎茂和 1988「特論4. 用見崎の地理・自然・環境」熊本大学文学部考古学研究室編『考古学研究室報告』第33集 熊本大学文学部考古学研究室

【地図等】

国土地理院ウェブサイト「地理院地図」(<http://maps.gsi.go.jp>)

鹿児島県立埋蔵文化財センター「鹿児島県遺跡地図」

(<https://www2.jomon-no-mori.jp/kmai¥public2/index.php?app=map&mode=area>)

【関連計画等】

鹿児島県 2019『奄美群島振興開発計画』鹿児島県

鹿児島県教育委員会 2022『鹿児島県文化財保存活用大綱』鹿児島県教育委員会

鹿児島県教育委員会 2019『鹿児島県教育振興基本計画』鹿児島県教育委員会

鹿児島県奄美市 2018『奄美市都市計画マスタープラン』鹿児島県奄美市

奄美市 2020『奄美市市町村建設計画』奄美市

奄美市教育委員会 2021『奄美市第2期教育振興基本計画』奄美市教育委員会

奄美市 2022『奄美市教育大綱』奄美市

奄美市 2022『奄美市景観計画』奄美市

奄美市 2022『奄美市住生活基本計画（住宅マスタープラン）』奄美市

奄美市防災会議 2022『奄美市地域防災計画』奄美市防災会議

奄美市 2023『あまみ SDGs アクションプラン』奄美市

宇検村・伊仙町・奄美市 2011『歴史文化基本構想』宇検村・伊仙町・奄美市

【法令等】

文化財保護法

文化財保護法施行令

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出等に関する規則

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請書等に関する規則

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

奄美市文化財叢書 10

史跡宇宿貝塚保存活用計画書

2023 年 3 月 31 日発行

編集・発行 奄美市教育委員会

〒894-5555 奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

印刷 有限会社広報社

〒894-0006 奄美市名瀬小浜町 31 番 2 号